

既存住宅 設備保険



既存住宅の購入に安心をプラス



住生活少額短期保険 株式会社

最大30種類の住宅設備を幅広く補償！

この保険は、「既存住宅の住宅設備の故障に備えたい」とのご意向に対応した保険です。

既存住宅設備保険は、既存住宅の購入者等を対象とした保険で、住宅に設置の対象設備に、故障・不具合が生じた際、それを修理するための費用（部品代、材料費、人件費、交通費、その他修理に要した費用等）を補償します。

対象設備は、当社が指定する者の検査により正常に稼働することが確認された設備または部位であり、保険期間開始日において製造年からの経過年数が30年以内であるものに限ります。詳細については、「重要事項のご説明」および普通保険契約・特約をご参照下さい。

15万円プランの例

設置場所または設備	対象設備	各対象設備ごとの支払限度額	
		製造から 15年以内	製造から 15年超30年以内
システムキッチン	ガスコンロ IHクッキングヒーター レンジフード ビルトインオーブンレンジ ビルトイン食器洗乾燥機 ビルトイン浄水器 ディスポーザー 電動昇降戸棚 シンク（排水）/水栓		
システムバス	浴槽 換気（暖房）乾燥機/バスミスト 水栓/排水		
給湯設備	給湯器 (操作パネル含む)		
洗面室	洗面化粧台/水栓 換気扇 洗濯機用水栓/洗濯機パン(エルボ含む)		
トイレ	本体/機能付便座/ロータンク/手洗器 換気扇		
居室	ビルトインエアコン 床暖房システム		
廊下・玄関	インターホン ダウンライト照明/照明スイッチ		
外部・その他	スロップシンク/外水栓		

15万円 3万円

補償開始日において製造年から経過年数が30年を超える設備は、この保険の対象外です。

プラン内容

保険金額※		10万円		15万円	
保険期間		1年	2年	1年	2年
保険料	既存住宅設備保険	12,790円	23,440円	13,810円	25,320円
	災害見舞金特約	100円	190円	150円	280円

※1回の事故について支払われる保険金の限度額となります。

製造から15年超30年以内の設備は、保険金の20%に相当する額が限度となります。保険期間中であれば何度でも支払われます。



既存住宅設備保険4つのメリット

1 住宅設備の修理費用を保険でカバー

保険金としてお支払いする額は、故障した対象設備の修理費用です。

※修理費用が再調達価額を超える場合は、再調達価額をお支払いいたします。

2 充実の補償

事故の都度、各設備ごとに、ご契約プランの保険金額を限度^(注)として補償します。

保険金をお支払した場合でも、その後における保険金額は減額しません。

(注) 製造から15年超30年以内の設備はご契約プランの保険金額の20%が限度となります。

3 火災・風災などに対応する災害見舞金特約

対象設備に火災、風災、ひょう災、雪災、水災により損害が生じた場合に見舞金をお支払いする「災害見舞金特約」の付帯が可能です。

※お支払額は設備保険金の20%相当額

4 駆けつけサービス (本保険にセットされるサービスです)

水まわり応急処置



給排水管のつまりや
故障によるあふれの応急
処置など

玄関のカギ開け



対象物件の玄関の開錠
(カギ開けの難易度が高い場合
は破錠対応となる場合が
ございます)

窓ガラスの応急処置



対象物件の窓ガラスのヒビ、
割れ、破損を養生し、ガラス
破片などを撤去

※このサービスは、株式会社プレステージインターナショナルが自社のネットワークを活用して作業します。

※各種部品代、30分を超える作業料はお客様負担となります。

※詳細は、「住生活の駆けつけサービス規約」を参照下さい。

保険金支払事例

こんな時に保険金が支払われます。

保険期間中に対象設備が故障した場合に、修理のための費用を保険金でお支払します。
(取扱説明書に従った正常な使用状態に限ります)

ガスコンロの
火炎のむら、
炎口のつまり

水洗レバーの
付け根からの
漏水

カラントン・シャワーの
切り替え不良

洗面化粧台
の照明、
曇止め機能
の故障

トイレの
操作パネル、
ボタンの故障

床暖房の
温度上昇機能の
不良

システムバスの
循環口廻りの
吐水不良

ビルトイン
エアコンの
運転機能の
不良



※お支払する対象設備ごとの故障・不具合についての約款別表(対象設備ごとの故障・不具合)をご確認ください。

補償の概要

■既存住宅設備保険

基本となる補償（契約プラン）を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです

保険金をお支払する事故の説明	保険金をお支払しない主な場合
<p>対象設備のメーカーの取扱説明書に従った正常な使用状態において、保険期間中に対象設備に故障または不具合（注）が生じる修理費用のために要した費用（部品代、材料費、人件費等）に対して、保険金を支払います。</p> <p>＜故障不具合の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ガスコンロの点火調整機能の異常・カラン、シャワーの水流・吐水・止水の異常・水栓レバーの根元からの漏水・システムバスの循環口廻りの異常・給湯設備の給湯時の異常、ヒートポンプの異常・トイレの水洗レバー、水洗ボタンの異常・スロップシンク、水栓の漏水・ビルトインエアコンの運転時の異常・床暖房システムの温度上昇機能の異常 等 <p>（注）お支払する対象設備ごとの故障・不具合については約款別表（対象設備ごとの故障・不具合）をご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・対象設備を移動または落下させたことにより生じた損害・対象設備の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由・対象設備に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、対象設備の機能に直接関係のない損害・消耗部品および付属品の交換・一般家庭用以外に使用している間に生じた損害・保険期間開始日以降に設置された設備に生じた損害・対象住宅本体の配管まわりの漏水により生じた損害・対象設備に付随する配管の詰まりにより生じた損害・対象設備に付随する配線・配管不良および設置工事不良により生じた損害・消耗部品の摩耗または劣化により生じた損害 等

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします

支払額	支払限度額
<p>被保険者の負担した修理費用の額（注）</p> <p>（注）修理が不能の場合および修理費用の額が対象設備の再調達価額を超える場合には、再調達価額とします。</p>	<p>1回の事故につき、対象設備の保険期間開始日における製造年からの経過年数に応じて次の額を限度</p> <p>①経過年数 15 年以内の設備： 保険金額</p> <p>②経過年数 15 年超 30 年以内の設備： 保険金額の 20%に相当する額</p>

＜ご注意＞

- ・この保険は、保険証券等に記載の住宅にある対象設備（注）を補償の対象とした商品です。
 - （注）保険契約申し込み時における当社の指定するものの検査により、正常に稼働することが確認された設備または部位であり且つ保険期間開始日において製造年からの経過年数が30年以内であるものとします。
 - ・このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。
- ご契約に際しましては重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報、個人情報の取扱い）を必ずお読み下さい。
- ・取扱代理店・募集人は、保険契約の締結の媒介を行っており、告知受領権や保険契約の締結、保険料受領の代理権限はありません。保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対して住生活少額短期保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

＜ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は＞

カスタマーセンター

0120-989-616 (通話料無料)

(受付時間 土日・祝日・年末年始を除く 9:00 ~ 17:00)



住生活少額短期保険株式会社

〒130-0026
東京都墨田区両国 2-10-14
両国シティコア 17F

Tel : 03-6872-1251
Fax : 03-6872-1252
ホームページ : <http://www.js-ssi.co.jp>